

令和7年度弘前市小口零細企業特別保証融資制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、責任共有制度の影響を受けやすい零細企業に対して、本制度に係る保証を責任共有の対象外とすることにより、安定的な資金調達を維持し、もって経営の安定に資することを目的とする。

(保証対象者)

第2条 この制度の対象者は、弘前市内に住所又は主たる事業所を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であって納税状況が良好なもののうち、次に掲げるもの（以下「対象小規模企業者」という。）とする。

- (1) 常時使用する従業員の数が20人（主たる事業が商業又はサービス業である場合は5人）以下の法人又は個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「政令」という。）第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
- (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令第1条2で定める数以下の法人又は個人であって、特定事業を行うもの
- (3) 事業協同小組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「組合法」という。）第3条第1号の2に規定する事業協同小組合をいう。以下同じ。）であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- (4) 特定事業を行う企業組合（組合法第3条第4号に規定する企業組合をいう。以下同じ。）であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- (5) 特定事業を行う協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条の2に規定する協業組合をいう。以下同じ。）であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- (6) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

(取扱金融機関)

第3条 この制度による融資は、株式会社青森みちのく銀行、株式会社秋田銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫及び青森県信用組合（以下「取扱金融機関」という。）において行うものとする。

(融資限度額)

第4条 この制度による融資は、480,000,000円を超えない範囲内において行うものとし、1対象小規模企業者につき20,000,000円から青森県信用保証協会（以下「保証協会」

という。)による保証が付された他の融資に係る償還残額(当該保証が根保証である場合は、当該根保証に係る融資極度額)を控除した額(当該控除した額が零円未満となる場合は零円とする。)又は12,500,000円のいずれか少ない額を上限とする。

(実施期間)

第5条 この制度の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(預託金)

第6条 市は、この制度の円滑な運営のため、取扱金融機関に対して総額80,000,000円を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで預託するものとする。ただし、取扱金融機関との協議により預託を行わないこととする場合は、この限りでない。

(資金の使途)

第7条 この制度の保証を受けた資金の使途は、企業経営の安定に必要な運転資金又は設備資金とする。

(借入れの申込み)

第8条 この制度による融資を受けようとする対象小規模企業者(以下「被融資者」という。)は、取扱金融機関に対し、当該取扱金融機関所定の方法により融資の申込みを行うものとする。

2 この制度による融資が次の各号に該当する場合は、被融資者は、当該各号に定める書類を前項の申込みの際に取扱金融機関を経由して保証協会に提出しなければならない。

(1) 法第3条の3第1項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)が適用される場合 法人市民税に係る納税証明書

(2) 法第12条に規定する経営安定関連保証の特例の適用を受ける場合 法第2条第5項に規定する特定中小企業者であることについて市長の認定を受けたことを証する書類

(保証期間)

第9条 この制度の保証期間は、7年(第11条後段の規定による据置期間を含む。)以内とする。

(貸付形式)

第10条 この制度による融資は、手形貸付、証書貸付及び手形割引の方法により行うものとする。

(償還方法)

第11条 この制度により融資を受けた資金の償還方法は、一括償還又は割賦償還とする。この場合において、運転資金にあつては6か月以内、設備資金にあつては1年以内の据置期間を設けることができる。

(融資利率)

第12条 この制度に係る融資利率は、年1.9パーセントの固定利率とする。

2 前項の融資利率については、基準割引率及び基準貸付利率等の変動に伴い市中金融利率と極端な差が生じたときは、市、取扱金融機関及び保証協会が協議のうえ変更できるものとする。

(保証料率)

第13条 この制度に係る保証料率は、法第3条の普通保険又は第3条の2の無担保保険が適用される融資の場合は別表に定めるところにより算出した保証料率とし、これらの保険以外の保険が適用される融資の場合は保証協会所定の保証料率とする。

2 法人である被融資者が、保証協会が定める事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを選択する場合は、前項の規定による保証料率に、同要綱による引上げ分の率を加えた率を保証料率とする。

(保証料の補給)

第14条 市は、保証協会に対し、前条の規定による保証料率により算出される保証料（同条第2項の規定による保証料率の引上げ分に相当する額を除く。）の全額を保証料補給金として交付するものとする。

(保証料補給金の請求)

第15条 保証協会は、別に定めるところにより市長に保証料補給金の請求を行うものとする。

(保証料補給金の支払)

第16条 市長は、前条の請求があった日から起算して30日以内に、保証協会に対して口座振込により保証料補給金を支払うものとする。

(保証人及び担保)

第17条 法人である被融資者がこの制度による融資を受ける場合の保証人は、原則として法人の代表者とし、それ以外の者については、必要に応じて担保を徴求するものとする。ただし、当該融資について特別小口保険が適用される場合は、保証人及び担保を要しない。

(報告)

第18条 保証協会は、毎月15日までに、前月の制度の利用実績について、書面で市長に報告しなければならない。

(モニタリング)

第19条 被融資者が法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の認定を受けた者である場合は、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年後の応答日（貸付期間が5年未満の場合には、貸付期間の最終年の応答日）まで、モニタリングを行うものとする。

2 取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、取扱金融機関は、被融資者が融資資金の償還を行うことができなくなった場合は、保証協会に対し、当該融資資金に係る代位弁済請求を行うときに、その事実を記載した書面を提出するものとする。

4 取扱金融機関は、モニタリングの対象となる被融資者の半期末時点における直前の決算が償却

前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該被融資者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

(制度の略称)

第20条 この制度の略称を(零)とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第13条第1項関係）

区分		保証料率
(1) 下記(2)及び(3)のいずれにも該当しない者	ア 下記イからエまでのいずれにも該当しない者	財務その他経営に関する情報をもとにしたリスク計測モデルにより算出される評点に応じ、次の①から⑨までに定める保証料率を適用する。 ① 年2.20パーセント ② 年2.00パーセント ③ 年1.80パーセント ④ 年1.60パーセント ⑤ 年1.35パーセント ⑥ 年1.10パーセント ⑦ 年0.90パーセント ⑧ 年0.70パーセント ⑨ 年0.50パーセント
	イ 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書を作成していないもの	年1.15パーセント
	ウ 事業開始後の最初の事業年度の決算において貸借対照表及び損益計算書を作成していない者	
	エ 同一の事業を営む複数の者であって金融機関からの借入れに係る連帯債務を負担するもの	
(2) 法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する者		年0.95パーセント
(3) 法第2条第5項第5号、第7号又は第8号のいずれかに該当する者		年0.86パーセント